

北九州市監査公表第22号

令和5年11月15日

|          |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|
| 北九州市監査委員 | 中 | 西 | 満 | 信 |
| 同        | 廣 | 瀬 | 隆 | 明 |
| 同        | 村 | 上 | 幸 | 一 |
| 同        | 奥 | 村 | 直 | 樹 |

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類  
定期監査（工事監査）
- 2 措置を講じた局等  
門司区役所
- 3 監査の期間  
令和4年12月16日から令和5年5月18日まで
- 4 監査公表の時期  
令和5年7月28日（令和5年監査公表第15号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 門司区役所

| 監査の結果   | 措置状況  |
|---|---|
| <p>ア <u>工事費の積算について</u><br/>(まちづくり整備課)</p> <p>[6] 令和2年度柳町25号線道路改築工事</p> <p>本工事は、門司区柳町一丁目において、市道柳町25号線の車両及び歩行者の通行性向上のため、傷んだレンガ舗装及びアスファルト舗装を撤去し、道路側溝を布設した後、アスファルト舗装で全面復旧するものである。</p> <p>この工事費の積算において、当初設計のアスファルト舗装撤去数量(面積)を、実際に施工した数量(面積)に変更すべきであったが、当初設計のアスファルト舗装撤去数量(面積)と、実際に施工した数量(面積)を両方とも計上したため、過大な積算となっていた。</p> <p>工事費の積算は、適正に行われたい。</p> | <p>今回の過大な積算は、工事費の積算(変更設計)において、変更数量計算書に間違って記載されたアスファルト舗装撤去数量を、設計者及び審査者等が十分に確認せずに、そのまま計上したことが原因で生じたものである。</p> <p>指摘内容を踏まえ、今後、同様の間違いが生じないように、設計者と審査者用の設計審査チェックポイント表について、舗装撤去数量と実際の処分量を比較するようチェック項目を追加した。</p> <p>また、新たに施工業者と設計者・審査者用の数量計算書チェックポイント表を作成し、これを用いて施工業者と市担当者が合同で内容確認することとした。</p> <p>これらを事務改善会議(令和5年7月28日)において、課内全員に周知した。</p> <p>なお、指摘後、施工業者に対し、数量計算書チェックポイント表をもとに数量計算書の作成について指導を行った。</p> |

注・・・[ ]内の数字は、令和5年監査公表第15号の別表5 本工事抽出一覧表の番号を示す